吸収合併に係る事前開示書類の変更

2026年11月11日

株式会社ダイドーリミテッド

株式会社ダイドーフォワード

2026年11月11日

吸収合併に係る事前開示書類の変更

（吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく開示事項
吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく開示事項）

東京都品川区北品川六丁目7番29号
株式会社ダイドーリミテッド
代表取締役社長 執行役員グループCOO
成瀬 功一郎

東京都品川区北品川六丁目7番29号
株式会社ダイドーフォワード
代表取締役社長　今井 和俊

株式会社ダイドーリミテッド（以下「甲」といいます。）及び株式会社ダイドーフォワード（以下「乙」といいます。）は、2026年10月1日付で吸収合併契約書を締結し、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社、効力発生日を2026年12月1日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うこととしておりましたが、2026年11月11日付で吸収合併契約変更契約を締結し、本合併の効力発生日を2027年1月1日に変更いたしました。

そのため、本合併に関し、甲及び乙が会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づき備置いたしました2026年10月5日付「吸収合併に係る事前開示書類」の記載事項の一部に変更が生じましたので、当該書類を下記のとおり変更いたします。なお、変更箇所は下線で表示しております。

1.　吸収合併契約の内容

（変更前）

別紙1に記載のとおりです。

（変更後）

甲及び乙が2026年10月1日付で締結した吸収合併契約書は、別紙1に記載のとおりです。
<u>また、甲及び乙が2026年11月11日付で締結した吸収合併契約変更契約は、別紙1-2に記載のとおりです。</u>

以　上

別紙１

吸収合併契約書

株式会社ダイドーリミテッド（以下「甲」という。）と株式会社ダイドーフォワード（以下「乙」という。）とは、以下のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方式）

第１条　甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

②　甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）

商号　株式会社ダイドーリミテッド

住所　東京都千代田区外神田三丁目1番16号（2026年10月13日付で東京都品川区北品川六丁目7番29号に移転予定。）

乙（吸収合併消滅会社）

商号　株式会社ダイドーフォワード

住所　東京都千代田区外神田三丁目1番16号（2026年10月13日付で東京都品川区北品川六丁目7番29号に移転予定。）

（効力発生日）

第２条　本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年12月１日とする。ただし、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

第３条　甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わないものとする。

（資本金及び準備金の額）

第４条　本合併により、甲の資本金の額及び準備金の額は増加しない。

（従業員の引継ぎ）

第５条　甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。

②　乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については、甲乙協議の上決定する。

（合併条件の変更等）

第６条　本契約締結の日から効力発生日までの間において、甲若しくは乙の資産若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

（合併契約の効力）

第７条　本契約は、効力発生日の前日までに甲の株主総会の決議による承認を得られなかったとき又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失う。

（その他）

第８条　本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

②　本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書１通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有し、乙はその写しを保有する。

2026年10月１日

（甲）　株式会社ダイドーリミテッド
代表取締役社長執行役員 グループCOO　成瀬　功一郎　印



（乙）　株式会社ダイドーフォワード
代表取締役社長　今井　和俊　印



別紙 1-2

吸収合併契約変更契約書

株式会社ダイドーリミテッド（以下「甲」という。）及び株式会社ダイドーフォワード（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した2026年10月１日付吸収合併契約書（以下「原契約」という。）について、以下のとおり吸収合併契約変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。

なお、本変更契約に特に定めがある場合を除き、原契約において定義された用語は本変更契約においても同一の意味を有するものとする。

（効力発生日の変更）

第１条　原契約第２条（効力発生日）を、以下のとおり変更する（変更箇所は下線部）。

（変更前）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年12月１日とする。ただし、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（変更後）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2027年１月１日とする。ただし、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（原契約の効力の維持）

第２条

本変更契約は、原契約と一体のものとして、原契約の一部をなし、原契約は本変更契約締結日以後本変更契約に従って変更されたものを意味するものとし、本変更契約に規定するところを除き、原契約の各規定はその定めるところに従い引き続き効力を有するものとする。

以上、本変更契約の成立を証するため、本書１通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有し、乙はその写しを保有する。

2026年11月11日

（甲）　株式会社ダイドーリミテッド
代表取締役社長執行役員 グループCOO　成瀬　功一郎　印

（乙）　株式会社ダイドーフォワード
代表取締役社長　今井　和俊　印